

特記仕様書

工事番号	23-A54W
工事名	平成23年度 質美地区下水管路移設工事
工事場所	京都府船井郡京丹波町 質美 地内
工期	契約日の翌日 ~ 平成24年1月31日

本工事の主たる工種は下水管路布設工事である。

第1条 本工事の施工にあたっては、

- 1) 「土木工事共通仕様書（案）」（以下「共通仕様書」という。）
- 2) 「土木工事施工管理基準」
- 3) 「土木請負工事必携」 1)～3) 平成22年4月：京都府建設交通部
- 4) 「下水道土木工事必携」（財）下水道新技術推進機構
他「土木構造物標準設計」【建設省】及び「土木工事標準設計図集」【近畿地方建設局】によるものとする。
- 5) 本工事は、工事請負契約書における設計変更ガイドライン（案）（平成23年3月）によるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1章 総則

1-1 標示板の設置

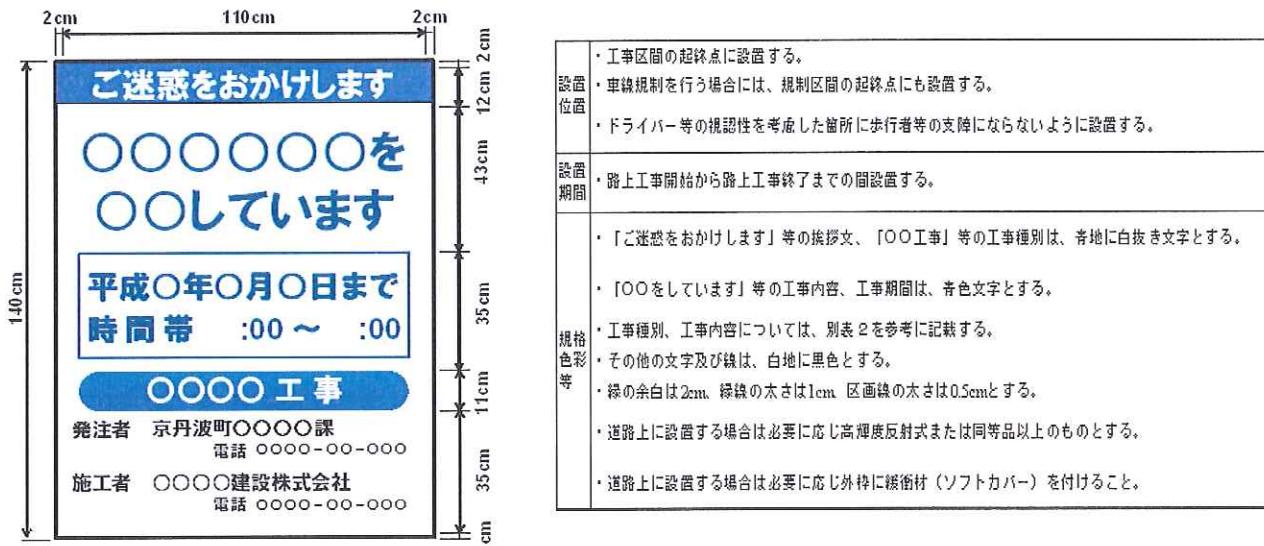
受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

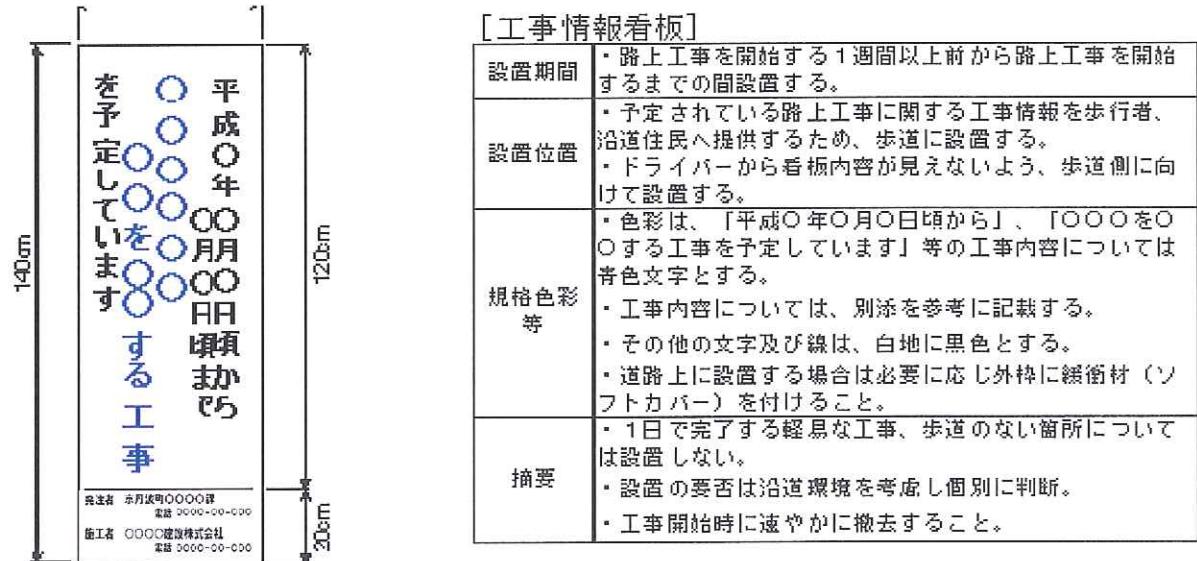
工事内容	下水道工事を行っています。
工事種別	下水道工事（管渠）

(表示板の記載例)

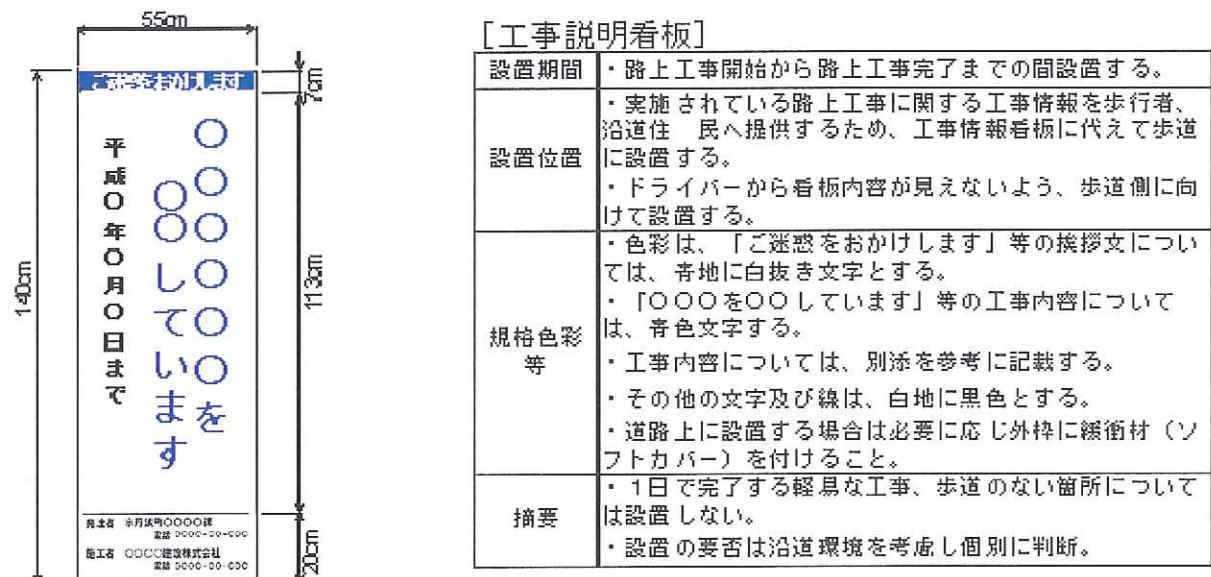
[工事表示板]



[工事情報看板]



[工事説明看板]



[迂回路案内看板]



[迂回路案内看板]

設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・迂回路を必要とする期間
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点において、道路標識「まわり道」を設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならない箇所に設置する。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・「まわり道〇〇〇m」、「***m先〇〇工事につきまわり道をお廻り下さい。」は青文字とする。 ・その他の文字及び線は白地に黒色とする。 ・地図等は、工事箇所を赤標示、まわり道を青標示とし、現在地、主要施設等を表記すること。

第2章 適正な技術者の配置

2-1 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

1 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、測量、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、工事着手届により発注者に通知するものとする。

2 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片づけ等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、検査日とする。ただし、検査員が補修（改造）命令書により工事の補修又は改造を命じた場合は、その補修（改造）の完成を確認した日とする。

第3章 受注者相互の協力

3-1 関連工事の調整

水道移設工事を同時発注する。

また、京都府が舗装工事を別途発注するため、本工事の現場作業は年内を目処に行うこと。

第4章 工事現場発生品

4-1 特定建設資材の分別解体

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	
②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	
③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
⑥その他(舗装工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	

2 再資源化等をする施設の名称及び所在地

下表の受入施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

会社名	処理場所在地	受入施設	指定副産物	受入時間及び受入休止日	距離
共栄建設(株)	京丹波町水戸	コンクリート塊	受入時間： 8時～17時 受入休止日： — 最大粒径： 50cm 以下		13.4 km
金下建設(株) 京丹波営業所	京丹波町実勢	アスファルト塊	受入時間： 8時～17時 受入休止日： 日曜日、祭日 最大粒径： 40cm 以下		8.4 km

4－2 建設発生土の搬出

1 建設発生土については、指定処分とする。

(1) 受入条件

指定処分の受入条件は、次のとおりとする。

建設発生土	受入場所	受入不適なもの	受入期間及び受入時間	土質条件	その他の受入条件	距離
建設発生土	南丹市園部町上木崎町砂尻 19番 寺尾道路(株)	30cm以上の岩、ガレキの類、土砂以外の廃棄物	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 午前8時～午後5時まで	砂質土 レキ質土 粘性土	日祝日、年末、年始、G W、盆等の休日は受入を中止する。	15.5 km

なお、建設発生土については、受入条件等により本指定地に搬出が困難な場合は、受注者の責任で森林法・農地法・都市計画法、京都府土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）等に従い適正に処理できる搬出地を選定し、事前に監督職員に書面で協議の上、承諾を受けるものとし、設計変更の対象とする。

第5章 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

5－1 段階確認

受注者は、共通仕様書に定めるもののほか、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は工種、細別、確認の予定時期、測定結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 别	施工段階（検査時期）
マンホール工 管布設工	人孔設置工 硬質塩ビ管敷設工	床堀掘削完了時 埋戻し前 布設前後

- 2 隨時検査は、監督職員が指示した段階までの出来形部分について、技術的確認は行うが、給付の対象としない。
- 3 検査は、監督職員が指示した段階までに完成した出来形を対象として契約図書と対比し、検査を行うものとする。
- 4 受注者は、この検査により確認した出来型部分の工事目的物の引渡しは行わないものとし、引渡しまで善良に管理するものとする。

第6章 材料及び施工

6－1 再生材の利用について

本工事においては、下記のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資 材 名	規 格	用 途	備 考
再生クラッシャーラン	RC-40(30)	路盤	
	RC-40	構造物の基礎	
再生粒度調整碎石	RM-40(30)	路盤	
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理	路盤	

再生加熱アスファルト混合物	粗粒度アスコン	基層	
	密粒度アスコン	表層	
	細粒度アスコン	表層	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上使用するものとする。

1 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合の品質等は「舗装再生便覧」によるものとする。

2 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合の品質は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。

なお、河川に関わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）、石張（積）の基礎材として使用する場合は、アスファルト塊の混入したものを使用してはならない。

3 再生クラッシャーラン（R C - 4 0）を河川に関わる工事（低水護岸等の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）・石張（積）の天端工及び胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すりへり減量が 50 % 以下の品質のものを使用する。

4 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

6-2 品質証明書等

受注者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、その他の使用材料については、検査時に「使用材料一覧表」として提出しなければならない。

区分	確認材料名	摘要
配管材料等	硬質塩化ビニル管・異型管及び継手類 塩ビ製マンホール・公共樹及び蓋 人孔鉄蓋類、足掛金物、塩ビ製水門扉等のすべて	J I S 規格、日本下水道協会規格品またはプラスチック・マンホール協会規格品
セメント及び混和材	セメント、混和材料	J I S 製品以外
コンクリート製品	コンクリート製品一般	J I S 製品以外
その他	レディーミクストコンクリート	J I S 製品以外
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く

6-3 コンクリートの養生

コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、暑中コンクリートとして施工を行う必要がある場合には、コンクリートの配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ及び外気温度等を考慮してその方法、期間及び養生温度等を計画して、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第7章 施工管理

7-1 規格値

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとするが、次の工種については、下表のとおりとする。

①出来形規格値

調査項目		規格値(mm)	適用
工種	項目		
管基礎工 (砂基礎)	基準高	-50	施工延長20mにつきスパン中央部及び両端部等を1回測定する。
	高さ	-30	
管布設工	基準高	±30	基準高及び中心線の偏位は、施工延長20mにつきスパンの中央部及び両端部等を1回測定する。
	水平	±50	
	延長	-20	
マンホール設置工	基準高	±30	蓋枠の天端高さをマンホールごとに測定する。
	マンホール深	±30	マンホールごとに測定する。
	敷モルタル	±5	マンホール天端高と下流側管底との差をマンホールごとに測定する。
	基礎碎石	-30	マンホールごとに測定する。
	基礎幅	-30	種別ごとに箇所数を計上する。

②品質規格

工種	品名	試験項目	品質規格	
管布設材料	下水道用硬質塩化ビニル管	引張試験	製造者の検査成績表提出	
		へん平試験		
		負圧試験		
		耐薬品試験		
		ビカット軟化温度試験		
マンホール材料	蓋	静過重試験	製造者の試験成績表提出	
	側塊	圧縮強度試験		
	床版			
	足掛け金物	外観及び形状、寸法	形状寸法明示資料を提出	

7-2 ひび割れ調査

調査は、「ひび割れ調査要領（案）」（土木請負工事必携（平成22年4月））によるものとし、施工完了時（埋戻し前）に実施するものとする。

0.2mm以上のひび割れについて、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出しなければならない。

また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングするものとする。

受注者は、ひび割れ発生状況の調査を実施した結果を監督職員に提出することとする。

7-3 テストハンマーによる強度推定調査

調査は、「テストハンマーによる強度推定調査要領（案）」（土木請負工事必携（平成22年4月））によるものとする。

受注者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施する場合は、事前に段階確認に係わる報告を所定の様式により監督職員に提出して、少なくとも1回は、段階確認を受けなければならぬ。

また監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。

受注者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施した結果を監督職員に提出することとする。

第8章 工事中の安全確保

8-1 近接施工

1 本工事区間に隣接して下表のとおり地下埋設物等があるため、工事施工に際しては、監督職員の承諾を得た後に、関係官署と現地立会の上、当該施設の位置、高さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、支障を及ぼさないようにすること。保安対策の打合せを行った時は、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写しを監督職員に提出するものとする。

なお、打合せの結果、保安対策及び工法の変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

- 2 受注者の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急処置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
- 3 下表以外の占用物があった場合は、すみやかに監督員と協議すること。
- 4 仕切弁・マンホール等の高さ調整が必要な場合は監督員と協議すること。

近接施設	管理者	設置場所	立会	移転申請状況
下水管	京丹波町水道課	府道京丹波三和線に埋設	要	無
水道管	京丹波町水道課	府道京丹波三和線に埋設	要	有

8-2 占用設備等の管理者

設備の有無については、下記に問い合わせを行うこと。

㈱NTTネオメイトみやこ 京都アクセス設備運営担当

TEL 0773-24-5671 (地下埋設管)

TEL 0773-24-6081 (電柱・ケーブル)

FAX 0773-25-0705

関西電力 福知山営業所

TEL 0773-22-3101 (配電線)

関西電力 亀岡保線所

TEL 0771-22-0997 (送電線)

京丹波町水道課

TEL 0771-83-9105 (水道係・仕切弁等)

TEL 0771-83-9105 (下水道係・人孔等)

8-3 安全に関する研修・訓練等の実施)

受注者は、土木工事共通仕様書（案）の1-1-34「工事中の安全確保」の10から12に規定する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

- 1 建設工事の請負契約のこと
- 2 労働関係法令のこと

<研修の参考とする図書等の例>

- ・工事請負契約書（第54条）（※除草等委託契約書（第25条））
- ・建設業法遵守ガイドライン（平成20年9月 国土交通省）
- ・建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月 建設省）
- ・新しい建設業法遵守の手引（（財）建設業適正取引推進機構）

第9章 環境対策

9-1 低騒音型・超低騒音型の使用

本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年度建設省告示第1536号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難い場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難い」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準」89ラベルの機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準」97ラベルに貼替えを行うこと。

9-2 環境等の保全

- 1 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

- 2 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

- 3 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

第10章 交通安全管理

10-1 安全対策費

安全対策については、交通誘導員を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

10-2 安全施設類

1 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

なお、打合せの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

2 交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者、所轄警察署等と打ち合せの結果又は、条件変更に伴い員数等に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導員
工事施工区間	68名

3 受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設類等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

4 受注者は、工事期間中の安全施設類等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

10-3 交通誘導員の有資格

本工事に配置する交通誘導員は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づき交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所毎に1名配置することとする。

ただし、所轄警察署との打ち合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。

受注者は、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督職員に提出するものとする。

第11章 官公庁への手続等

11-1 官公庁への手続等

道路管理者とは協議済みであり、現在占用申請中である。道路構造物の復旧等が生じる場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

11-2 支障物件等

本工事区内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業と連絡をとり、工事施工に当たっては工程の調整を十分行うこと。また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	企業者との協議	移設時期	工事方法	立会
下水管	京丹波町役場			新管接続の後撤去	要
水道管	京丹波町役場			別工事	要

第12章 施工時期及び施工時間の変更

12-1 施工時間

施工時間は、昼間施工とするが、変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第13章 その他

13-1 諸経費の調整

近接工事における諸経費調整は行わない。

13-2 準備費

準備及び後片付け、調査・測量、丁張り等、伐開(支障立木の伐木を含む)、除根、除草、整地、段切り、すり付け等の作業は、共通仮設費の率計算に含まれる。

13-3 地元対策

コンクリート打設等に伴うミキサー車及び残土処分等のダンプトラック等の工事関係車両の出入りについて、工事関係車両が走行する時には、地元車両を優先し、砂埃を立てないようにするとともに、騒音・振動を出さないよう徐行し、交通事故を発生させないこと。

また、土砂等で、路面が汚れたときには、直ぐに路面清掃を行うこと。

空缶・吸い殻等を捨てるゴミ箱を設置し施工現場周辺にごみ等捨てないこと。

13-4 工事書類の簡素化

別添「土木工事書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿(指示、協議、承諾、施工計画書の提出は除く)、段階確認書、確認・立会書、夜間・休日作業届けの書類を提出については、電子メールにて提出できるものとする。

これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

別添「土木工事書類一覧表」

運搬管理表の様式（例）

運搬管理表

工事名		現場代理人	監理(主任) 技術者
工事番号			
運搬物の 名称・規格			

- 注1) 本様式は例示である。

注2) 日付欄は、運搬1回、1車両毎に運搬日を記入する。

注3) 車両番号欄及び最大積載重量欄は、運搬車両の車検証に記載されたものを記入する。

注4) 積載量欄は、容積を記入する。(計量器等により重量が明確である場合は重量を記入。)

注5) 日合計欄は、日付欄で記入した同一日の最下段に日合計を記載する。

注6) 出荷時間欄及び現着時間欄は、レディミクストコンクリートの場合に記入する。

注7) 品質管理欄は、レディミクストコンクリートの場合に品質管理試験等の実施の有無を記入する。

注8) マニフェスト交付番号欄は、産業廃棄物の運搬の際にマニフェストの交付番号(シリアル番号)を記入する。

注9) 出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等については、監督職員の請求があった場合に遅滞なく提示するとともに、検査時に原本を提示しなければならない。

運搬管理表の記入例1（生コンクリートの例）

運搬管理表

工事名	平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇工事	現場代理人	監理(主任) 技術者
工事番号	京〇〇第〇〇〇〇〇号の〇〇の〇		
運搬物の 名称・規格	レディーミクストコンクリート(18-8-40高炉)		

日付	車両番号	最大 積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (練りまぜ終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェスト 交付番号	備考
H16.1.15	あ 12-34	9800 kg	4.0m3		9:00	9:45	○		
H16.1.15	い 56-78	9800 kg	4.0m3	8.0m3	9:30	10:10			
H16.1.20	あ 12-34	9800 kg	3.5m3	3.5m3	15:00	15:40	○		
合計				11.5m3					

運搬管理表の記入例1（生コンクリートの例）

運搬管理表

工事名	平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇工事	現場代理人	監理(主任) 技術者
工事番号	京〇〇第〇〇〇〇〇号の〇〇の〇		
運搬物の 名称・規格	コンクリート殻(無筋)		